

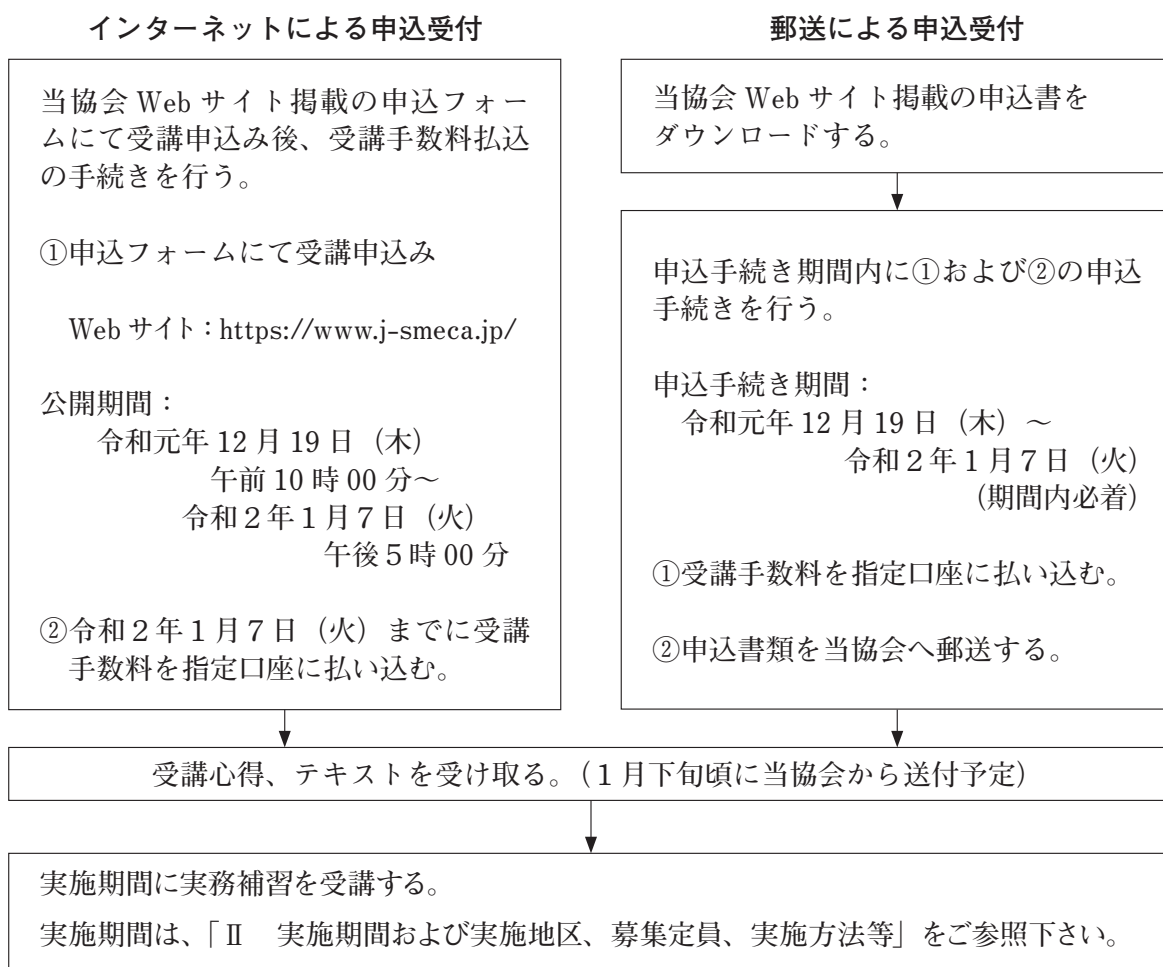
令和2年2月実施 中小企業診断士実務補習のご案内

実務補習は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第1条第1項第2号イの規定に基づき、実施します。

中小企業診断士第2次試験合格者の方は、合格後3年以内に、実務補習を15日以上受けるか、実務に15日以上従事することにより、中小企業診断士としての登録の申請を行うことができます（詳しくは、この「実務補習案内」の「参考資料」をご参照下さい。）。

この「実務補習案内」は、当協会が実施する実務補習についてのご案内です。

受講申込みから実務補習までの概略



経済産業大臣登録実務補習機関
一般社団法人 中小企業診断協会

 **SMECA** *Japan Small and
Medium Enterprise
Management Consultant Association*

I 受講資格

令和元年度、平成30年度、平成29年度のいずれかの年に中小企業診断士第2次試験に合格され、中小企業診断士の登録を受けていない方。(第2次試験合格の有効期間は3年間です。)ただし、中小企業診断士の登録申請中の方および実務補習実施までに登録申請される予定のある方は除きます。

II 実施地区および実施期間、募集定員、実施方法等

1. 実施地区および実施期間、募集定員

地区	コース	実施期間	募集定員
札幌	15日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	無
	5日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	無
仙台	15日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	無
	5日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	無
東京	15日間コース	令和2年 2月6日(木)・7日(金)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	有*
	5日間コース	令和2年 2月6日(木)・7日(金)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	有*
名古屋	15日間コース	令和2年 2月6日(木)・7日(金)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月20日(木)・21日(金)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月5日(木)・6日(金)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	有*
	5日間コース	令和2年 2月6日(木)・7日(金)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	有*
大阪	15日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	有*
	5日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	有*
広島	15日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	無
	5日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	無
福岡	15日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月) 2月21日(金)・22日(土)・29日(土)・3月1日(日)・2日(月) 3月6日(金)・7日(土)・14日(土)・15日(日)・16日(月)	無
	5日間コース	令和2年 2月7日(金)・8日(土)・15日(土)・16日(日)・17日(月)	無

*東京・名古屋・大阪の募集定員は、当協会 Web サイトにてご確認ください。

2. 募集定員等に関する注意事項

	注 意 事 項
募集定員の設定がある地区	①受付は先着順とします。なお、「郵送による受付」で、空き人数を超える申込書が同時に到着した場合は、抽選とさせていただきますのであらかじめご了承ください。 ②受付期間最終日より前に募集定員に達した場合は、当協会Webサイトにてお知らせします。 ③万が一、定員漏れとなった場合は、1月14日(火)までに該当の方へ連絡いたします。
募集定員の設定がない地区	①募集定員の設定はありませんが、企業や指導員の調整の都合上、受講いただけない場合もありますので、お早めにお申込み下さい。 ②実務補習はグループ内で作業を分担して行うことから、3名以上の受講申込みがないコースでは、実施を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【日程に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：1企業につき5日間すべてを休日(土曜日・日曜日・祝日)で実施することはできませんか？

A：5日間の日程の中には、企業に対するヒアリングや報告会の日程も含まれています。5日間の日程すべてを休日で実施すると、企業の休業日と重なり、ヒアリングや報告会が実施できなくなりますので、平日を含む5日間で実施しています。

3. 実施方法等

(1) 実施方法

受講者6名以内でグループを編成し、指導員の指導のもと、実際に企業等に対する経営診断・助言を行います。

(2) 概略

標準的な全体の概略は次のとおりです。

1 企業当たりの日程	主 な 内 容
実施4～5日前	指導員からメールにて、企業概要の提示や事前準備作業の指示を行います。
第1日目	グループ別打合せ、企業等の訪問・調査、資料分析など
第2日目	企業等の訪問・調査、資料分析など
自主学习	受講者・指導員間でメールにて、経営課題の抽出や診断報告書の作成準備を行います。
第3日目・第4日目	全体調整、診断報告書の作成
第5日目	企業等への報告会など

最終日に「実務補習修了証書」をお渡しします。

なお、実施期間中の研修時間は原則午前9時00分～午後5時00分としていますが、診断先の事情、作業の進捗状況などにより研修時間が異なる場合がありますことをあらかじめご承知下さい。

Ⅲ 受講申込手続き期間

インターネットによる受付：令和元年12月19日(木)午前10時00分～令和2年1月7日(火)午後5時00分

郵送による受付：令和元年12月19日(木)～令和2年1月7日(火)(期間内必着)

【受付に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：過去に5日間コースを1回受講し、残り10日間の受講が必要です。2月実施分に10日間コースはないのですか？

A：10日間コースの設定はありませんので、2月および夏期(7月・8月・9月)実施分から5日間コース2回の受講をお願いします。

Q：5日間の日程のうち1日だけ受講できない日がありますが、この場合でも修了は認められますか？

A：5日間すべて受講できない場合は、修了は認められません。あらかじめ受講できない日が分かっている場合は、5日間すべて受講できるコースで受講して下さい。

なお、受講途中で受講できなくなった場合でも修了は認められませんので、あらかじめご了承下さい。

Ⅳ 受講手数料

	テキストをお持ちの方	テキストをお持ちではない方
15日間コースを受講する場合		148,600円(税込み)
5日間コースを受講する場合	49,300円(税込み)	50,000円(税込み)

受講手数料送金の際は、受講申込みされたお名前と同じお名前でご送金下さい。受講申込みされたお名前以外でご送金されますと、受講料入金の確認ができませんのでご注意下さい。

また、領収書は、金融機関が発行する「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等で代えさせていただきますので、大切に保管して下さい。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承下さい。

【受講手数料に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：受講料を勤務先名で送金することは可能ですか？

A：受講申込みされたお名前以外で送金されますと受講料入金の確認ができませんので、受講料の送金は、必ず受講申込みされたお名前でご送金下さいますようお願いいたします。なお、受講申込みされたお名前以外での送金を希望される場合は、受講料送金前に電話にてご相談下さい。

Ⅴ 受講申込手續上の注意事項

1. 受講手数料の送金額不足など不備がないようにご確認のうえ、お手続き下さい。
2. 受講申込みの際にご提供いただいた個人情報、グループの組み合わせなど実務補習で使用させていただきますので、あらかじめご了承下さい。なお、ご提供いただいた個人情報は、実務補習ならびに当協会活動のご案内の目的以外使用いたしません。
3. 受講申込みにあたっては、「中小企業診断士実務補習に係る遵守規程」を遵守することに同意のうえ、お申込みください。

〈中小企業診断士実務補習に係わる遵守規程〉

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中小企業診断協会の実施する実務補習に係る、受講生及び指導員（副指導員を含む）が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

(宣伝)

第2条 実務補習診断先（以下「診断先」という。）に対して良識を疑われるような宣伝を行ってはならない。

(秘密保持)

第3条 実務補習期間中に知り得た診断先の情報等を漏らしてはならない。

2.指導員（副指導員を含む）は、受講生の個人情報を漏らしてはならない。

(違法行為補助の禁止)

第4条 実務補習診断先における違法行為又は反社会的行為を補助するように指導してはならないものとする。

(診断内容等の発表基準)

第5条 診断内容等を外部へ発表する場合には、あらかじめ診断先に対し書面をもって承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第6条 受講生又は指導員（副指導員を含む）が本遵守規程の各条項に違反して診断先に損害を与えた場合は、受講生又は指導員の責任及び負担において、損害の賠償を行うものとする。

4. 申込手続きが完了した方には、受講上の注意事項等を記載した受講心得やテキストを1月下旬頃に一斉に発送する予定です。2月3日（月）を過ぎても到着しない場合は、電話で照会して下さい。

電話：03（3563）0851（代）

5. 住所変更が生じた場合は、当協会実務補習係へ届け出をして下さい。

Ⅵ 申込方法

1. インターネットによる申込方法

インターネットによって申込みをする場合は、次の「(1) 受講申込み」「(2) 受講手数料の払込み」を行って下さい。

(1) 受講申込み

当協会 Web サイト (<https://www.j-smeca.jp/>) に掲載されている所定の申込フォームに必要事項を入力して送信して下さい。送信後、協会より申込確認のメールをお送りします。

なお、実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示があり、メールにはファイルが添付されている場合がありますので、添付ファイルが受信できるメールアドレスを入力して下さい。

【申込フォーム】

(2) 受講手数料の払込み

① 受講手数料は、インターネットで申込みを行った日より2営業日以内（1月7日に申込みを行った場合は即日）に次の指定口座に払い込んで下さい。手数料の金額は「Ⅳ 受講手数料」をご参照下さい。なお、現金の取り扱いは行いません。

② 払込手数料は、払込人の負担です。

受講手数料の払込口座

〈ゆうちょ銀行または郵便局から払込む場合〉

口座番号：00150-2-21244

加入者名：一般社団法人中小企業診断協会実務補習

〈ゆうちょ銀行または郵便局以外の銀行から払込む場合〉

ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキョウ）店

当座預金 口座番号：0021244

口座名義：一般社団法人中小企業診断協会実務補習

払込金額：「Ⅳ 受講手数料」をご参照下さい。

2. 郵送による申込み方法

郵送によって申込みをする場合は、「(1) 受講手数料の払込み」を行い、所定の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お送り下さい。

なお、受講申込書には、領収日の入った受講料払込みの控え（送金明細書等）のコピーを貼付して下さい。

(1) 受講手数料の払込み

- ① 受講手数料は、受付期間内に、次の指定口座に払い込んで下さい。受講手数料の金額は「IV 受講手数料」をご参照下さい。なお、現金の取り扱いは行いません。
- ② 払込手数料は、払込人の負担です。

受講手数料の払込口座	
〈ゆうちょ銀行または郵便局から払込む場合〉 口座番号：00150-2-21244 加入者名：一般社団法人中小企業診断協会実務補習	〈ゆうちょ銀行または郵便局以外の銀行から払込む場合〉 ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキュー）店 当座預金 口座番号：0021244 口座名義：一般社団法人中小企業診断協会実務補習
払込金額：「IV 受講手数料」をご参照下さい。	

(2) 受講申込書の提出

- ① 当協会 Web サイトに掲載されている受講申込書をダウンロードしてご使用下さい。
- ② 記入に当たっては、太枠内の記入欄に楷書で丁寧に記入して下さい。
- ③ 受講コース・受講地区に、それぞれ○印を付けて下さい。
- ④ 第1次試験合格年度、第2次試験合格年月日・受験番号は、合格証書を確認して間違いのないように記入して下さい（第2次試験の受験番号は、合格証書の右下の番号です。）。
- ⑤ すでに5日間コースを受講されている方は、受講された年月と受講番号を記入して下さい。
- ⑥ 実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要の提示や事前準備作業の指示がありますので、メールアドレスを必ず記入して下さい。（携帯電話のメールアドレスは不可。）
なお、メールにはファイルが添付されている場合がありますので、添付ファイルが受信できるメールアドレスを記入して下さい。
- ⑦ 申込書の所定欄（右下）に、受講料の払込手続きを行った金融機関の領収日の入った払込みの控え（送金明細書等）のコピーをはがれないようにしっかりとのり付けして下さい。

(3) 送付方法及び送付先

- ① 受講申込書を、受付期間内に下記の送付先に郵送して下さい。
なお、封筒の表面には、「実務補習申込書在中」と記入して下さい。
- ② 直接持参およびファクシミリ・メールによる受付は行いません。

提出書類
受講申込書（記載内容と受講料払込みの送金明細書等のコピー貼付をご確認下さい。）
提出書類の送付先
〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 一般社団法人 中小企業診断協会 実務補習 ○○地区 △日間コース 係

Ⅶ 実務補習受講に当たっての主な注意事項

1. 実務補習を受けて中小企業診断士としての登録の申請を行うためには、第2次試験合格後3年以内に15日以上受けることが必要です。
なお、5日間コースの場合は、3回受講することが必要です。
2. 実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示がありますので、指導員の指示に従ってご準備下さい。指導員からのメールが届かない場合は、必ず受講地区の都道府県協会に問い合わせして下さい。
3. 実務補習はグループによる短期集中方式で実施しますので、とくに会社等に勤務する方は、あらかじめ所属勤務先と本実務補習参加について十分調整していただきますようお願いいたします。
4. 実務補習受講に当たって、個人的な理由や勤務先の都合で受講時間の変更等はいえませんが、この点もあらかじめご注意下さい。
5. 「中小企業診断士倫理規程」を定めている地区で実務補習を受講する場合は、受講地区の協会が定める「中小企業診断士倫理規程」を遵守していただくことになります。これに反するような行為があった場合は、実務補習の受講を中止していただくことがありますので、あらかじめご留意下さい。
6. 診断報告書の作成等に当たっては、ノートパソコンを使用します。
ノートパソコンには、ドロップボックスなどのフリーソフトをダウンロードしていただく場合がありますので、ダウンロードが可能なノートパソコンをあらかじめ準備して下さい。
7. その他受講に当たっての注意事項等は、申込受付終了後にお送りするテキストや受講心得を参照して下さい。

Ⅷ 受講申込後の変更およびキャンセル

1. 受講申込後の変更

受講申込後に、受講コースまたは受講地区を変更する場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03（3563）0851（代）

なお、募集定員のある地区や実施直前にご連絡いただいた場合など、変更ができない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

また、次回以降に実施するコースへの変更は出来ません。次回以降に実施するコースへの変更を希望される場合は、今回のお申し込みをキャンセルのうえ、次回以降に実施するコースで再度お申し込み下さい。

2. 受講申込後のキャンセル

受講申込後、受講ができなくなった場合は、キャンセル料として次の金額を差し引いて受講料を返金いたしますので、キャンセルされる場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03（3563）0851（代）

なお、受講料の返金は、2月下旬頃の予定です。

日 程 区 分	キャンセル料
申込締切日（1月7日）まで	キャンセル料なし（全額返金）
申込締切日以降（1月8日）から実施8日前まで（注1）	受講料の 30%（70% 返金）
実施7日前から実施前日まで（注2）	受講料の 50%（50% 返金）
実施当日・開始後・無連絡	受講料の 100%（返金なし）

（注1）東京・名古屋の2地区：1月29日まで

札幌・仙台・大阪・広島・福岡の5地区：1月30日まで

（注2）東京・名古屋の2地区：1月30日から2月5日まで

札幌・仙台・大阪・広島・福岡の5地区：1月31日から2月6日まで

Ⅸ 初日の集合場所等

地 区	初 日	集 合 時 間	集 合 場 所 (会 場)
札 幌	2月7日	午前 8時50分	北海道札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館 TKP札幌ビジネスセンター-赤れんが前 5階 ラベンダー TEL:011(231)1377
仙 台	2月7日	午前10時00分	宮城県仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館 4階 会議室 TEL:022(222)4187
東 京	2月6日	(初めての方) *午前8時45分～午前9時15分	東京都港区赤坂2丁目14-27 国際新赤坂ビル東館13階 TEL:03(5572)7811 TKP赤坂駅カンファレンスセンター
		(2回目以降の方) *午前9時25分～午前9時45分	
名古屋	2月6日	午前10時00分	愛知県名古屋市中村区名駅南1-19-27 TEL:052(581)0924 オルバースビルディング名古屋 4階 貸会議室
大 阪	2月7日	午前10時00分	大阪府大阪市中央区本町橋2番8号 TEL:06(4792)8992 大阪商工会議所 6階 白鳳・桜の間
広 島	2月7日	午前 9時00分	広島県広島市中区橋本町5-11 TEL:082(222)2277 RCC文化センター 7階 701号室
福 岡	2月7日	午前 9時00分	福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 TEL:092(622)0011 福岡県中小企業振興センター 2階 202会議室

*受付は集合時間の30分前より行います。ただし、東京地区のみ上記に記載された時間に行います。

*東京地区は、受講回数によって受付時間が異なりますので、ご注意ください。

Ⅹ 実務補習に関する問い合わせ先

受 講 地 区	問 い 合 わ せ 先
札 幌 地 区	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館4階 一般社団法人 中小企業診断協会北海道 実務補習係 TEL:011(231)1377
仙 台 地 区	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-11-12-303 一般社団法人 宮城県中小企業診断協会 実務補習係 TEL:022(262)8587
東 京 地 区	〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 中小企業会館7階 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:03(5550)0033
名 古 屋 地 区	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル8階 公益社団法人 愛知県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:052(581)0924
大 阪 地 区	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会 実務補習係 TEL:06(4792)8992
広 島 地 区	〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階 一般社団法人 広島県中小企業診断協会 実務補習係 TEL:082(569)7338
福 岡 地 区	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-25 アバンドント84-203 一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:092(710)7781
受講申込に関する 問い合わせ先	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 一般社団法人 中小企業診断協会 実務補習係 TEL:03(3563)0851

*受講申込みについてのお問い合わせは「受講地区」ではお受けしておりませんので、「受講申込に関する問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

Ⅺ 令和2年度の実務補習の実施について

令和2年度の実務補習は、令和2年7月・8月・9月（いずれも5日間コース）と令和3年2月（15日間コースと5日間コース）に実施します。

令和2年7月・8月・9月の実施予定地区は次のとおりです。

地区 月	札 幌	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	広 島	福 岡
7月	○	○	○	○	○	○	○
8月	×	×	○	○	○	×	×
9月	○	○	○	○	○	○	○

なお、日程の詳細は、令和2年4月に当協会のWebサイト (<https://www.j-smeca.jp/>) に掲載します。

〈参考資料〉

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

1. 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前3年以内に第2次試験に合格し、次のいずれかの実務補習を15日以上受けること、またはいずれかの実務に15日以上従事することが必要です。

(1) 実務従事

- ① 国、都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務
- ② 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務（1日合計5時間以上）
- ③ 中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言または窓口相談などの業務であって、①または②と同等以上と認められるもの
- ④ ①～③以外の団体または個人が行う中小企業の診断・助言または窓口相談の業務
- ⑤ 医業または歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人および特定非営利活動法人のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断、経営に関する助言または窓口相談等の業務であって、①～④と同等以上と認められるもの
- ⑥ 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務であって、①～④と同等以上と認められるもの

(2) 実務補習

- ① 登録実務補習機関が行う実務補習
- ② 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターが行う実務補習他

2. 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

- (1) 登録の有効期間：5年間。5年ごとに登録を更新します。
- (2) 登録を更新するためには、有効期間（5年）内に下記の①及び②の両方の要件を満たすことが必要になります。

①「知識の補充」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかを5回以上行うこと。

1) 理論政策更新研修

理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する知識の補充のための研修または中小企業基盤整備機構が行う研修を修了したこと。

2) 論文審査

理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。

3) 研修の指導

理論政策更新研修について、その1回の日程を通じて指導を行ったこと。

②「実務の従事」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかの中小企業の経営診断実務に合計30日以上従事すること。

- 1) 実務従事（1. (1) ①～⑥参照）
- 2) 実務補習の受講
- 3) 実務補習の指導

3. 中小企業診断士の休止について

当面中小企業に対する経営診断の実務に従事する機会がない場合について、登録有効期間内に休止を申請することで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長することができます。

なお、登録を再開するには、申請の日前3年以内に、次の(1)、(2)の両方を満たす必要があります。

- (1) 知識の補充として更新研修を5回受講する。
- (2) 試験合格者と同様に実務又は実務補習に15日以上従事又は受講する。

4. 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 破産者であって復権を得ないもの
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- (5) 国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (6) 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (7) 正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (9) 登録規則第6条第一項の規定により登録の取り消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの

実務補習に関するよくある質問 (FAQ)

Q. 過去に受講した「実務補習修了証書」を紛失しました。再発行できますか？

A. 受講地区の都道府県協会実務補習係へご連絡下さい（「X 実務補習に関する問い合わせ先」参照）。